

土地利用・開発事業等に係る環境配慮指針

この環境配慮指針は、事業の種類、規模の大小、行政や民間の事業に関わらず、土地利用・開発事業等の検討・立案に際しての環境への事前配慮と代替案を含む適切な対応のあり方を検討・立案していくための基本的事項を示しています。

事業等の立案・計画策定から事業実施に際しては、市が進める施策の方向との総合的な連携・協力を留意し、事前に適切な環境配慮と対策を図っていくものとします。

1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

- ① 雑木林や湧水・谷津の保護・保全策に努めるほか、緑の保全・創造に配慮します。

事業の立案段階から、雑木林や湧水・谷津の保護・保全策を検討します。やむを得ず雑木林、湧水や谷津が失われる場合には、影響の最小化とともに適切な代償措置に努めます。

緑の連続性、地下水や湧水への影響に配慮し、影響緩和の検討と適切な対策を進めます。

現況の土地利用や土地利用計画・都市計画等に留意し、緑の機能が高度に発揮できるよう努め、自然環境や周辺への影響の低減に向けた対策を進めます。

- ② 自然性の高い河川・水辺環境の整備に配慮します。

河川敷及び周辺緑地、用水周辺では、水循環特性に留意した自然性の高い草地や湿性植物の再生を図ります。

水辺の整備に際しては、市民が親しめる水辺空間の創出を進めます。

計画地周辺の緑化など、水と緑のネットワーク形成を進めます。

- ③ 歴史的遺産の保全に努めます。

開発・整備等に際しては、埋蔵遺跡等歴史的遺産の調査を行い、その適切な保全を進めます。

開発・整備等に際しては、屋敷林や巨木・名木を活かした計画とするなど、その保護・保全を図ります。

2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造（生物多様性の保全）

- ① 生物多様性の保持による生態系の保全に配慮します。

開発・整備に当たっては、野生生物の生育・生息環境の保全や移植等保護措置を実施するなど、野生生物の生育・生息に配慮した整備を図ります。

野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないよう適切な対応を図ります。

計画地の環境特性に応じた自然回復を進めていきます。

- ② ビオトープづくりに配慮します。

敷地内への野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出を図ります。

3 豊かな農地の保全と創造

- ① 農地・生産緑地の保全と活用に配慮します。

土地利用計画や基盤整備に際しては、生物生育・生息環境の場としての農地や水路の保全と活用を図ります。

有機栽培農地周辺では、事業に伴う栽培への影響防止や適切な対策を進めます。

計画地の除草等維持管理に際して、農薬・化学肥料の使用を抑制するとともに、使用量を定期的に把握し、適正な管理・保管を進めます。

計画地の維持管理などで不要になった農薬・化学肥料は、適正に処分・処理します。

4 緑豊かな快適な都市環境の創造

① 市街地や住宅地の緑化に配慮します。

施設や建物の周辺緑化（屋上緑化を含む）を図ります。

緑化に際しては、在来種を使った緑化を進めます。

計画地内の道路など、在来種による植樹帯・緑地帯の整備を図ります。

計画地や事業所等の接道部緑化、ブロック塀の生け垣化を進めます。

② 魅力ある都市景観の形成に配慮します。

良好な都市景観の創造に配慮し、地区計画制度や建築協定・緑地協定に協力します。

道路や公園などの公共施設の美観配慮に努め、緑化推進のほか、案内板・建築物などのデザイン向上を図ります。

建物や施設は、地域景観とのバランスを図っていきます。

2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持

① 空気の清浄さを維持します。

計画地内や計画地周辺では、歩行者及び自転車専用通路の確保を図ります。

計画に際しては、物流の合理化、公共交通機関の活用などに配慮し、市街地内の通過交通量を減らし、交通渋滞発生防止対策を進めます。

工場や事業所などの開発事業に際しては、大気汚染の防止対策を進めます。

② 水の清浄さを維持します。

計画地内の緑地の保全や確保、歩道や駐車場の透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めます。

土地の改変などに際する地下水流の分断を回避します。

地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。

公共下水道が整備されている地域での事業所の建設や改修に際しては、積極的に下水道との接続を進めます。また、公共下水道が整備されない地域での開発や事業所の立地に際しては、生活排水処理のため、合併処理浄化槽の設置と維持管理を進めます。

排水による水路や河川の水質汚濁の未然防止対策を進めます。

③ 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壤汚染防止対策に努めます。

跡地利用に際しては、計画地内の土壌及び盛土材料等の調査を行い、汚染土壌の適切な処理・処分を行います。

計画地内への盛土材料等の搬入に際しては、盛土材料の調査を行い、汚染土壌の場合は使わないほか、汚染土壌の適切な処理・処分に努めます。

土地の埋め立てに際しては、「北本市土砂等のたい積規制に関する条例」に基づき、埋め立て土砂などに伴う有害物質による土壤汚染の防止を進めます。

④ 化学物質による汚染防止に努めます。

開発・整備事業に際しては、化学物質が外部に漏れないように十分な対策を講ずるとともに、

その適正使用と管理を進めます。

住宅開発などに際しては、建材や塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質が、居住者や環境に影響を及ぼさない材料を使用するなど、適切な施工や対策を進めます。

敷地内の樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤や薬品は、使用をできる限り抑制し、やむを得ず使用するときは、必要最低限の使用に努めます。

工場や事業所などで、新たな化学物質を使用する際には、その有害性と対策に対する説明を行い、環境リスク対策を進めます。

2 騒音・振動・悪臭の防止

① 騒音・振動防止対策に努めます。

工場・事業所の立地に際しては、騒音・振動の防止対策を進めます。

低騒音舗装の採用や街路樹の整備、緩衝帯の設置など、騒音低減策を進めます。

建設時には、低騒音・低振動型の機械や工法を採用します。

② 悪臭防止に努めます。

工場・事業所の計画に際しては、臭気の適正管理と悪臭の発生の未然防止対策を進めます。

3 4 R（ごみの減量・資源化）の推進

4 廃棄物の適正処理の推進

① ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用に努めます。

建設副産物のリサイクルを進めます。

建設に際しては、建設廃材のリサイクルに努めるとともに、解体時の廃棄物発生を減らすよう設計段階からの対応を進めます。

5 賢いエネルギー利用の推進（CO₂排出量の緩和）

① 省資源・省エネルギー、再利用化に配慮します。

省資源や省エネルギーに配慮した環境共生住宅（エコハウス、スマートハウスなど）の建設・販売を進めます。

節水設備、雨水貯留及び利用設備の設置など、水資源の有効利用と節水対策を進めます。

② 新エネルギーの導入に配慮します。

施設や建物の設計段階から、太陽光発電や太陽熱利用など自然エネルギー等環境に優しいエネルギーの活用を図り、省資源・省エネルギー対策を進めます。

6 環境にやさしい（低炭素型）まちづくりの推進

① 環境にやさしいまちづくりに努めます。

大規模開発に際しては、バリアフリー型の歩道や散策路の整備や適正配置など、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

自転車走行空間や駐輪場の整備など、安心して自転車利用ができる環境の整備を進めます。